

ハンセン病元患者家族に対する
補償金の支給等に関する法律
に基づく補償金の支給に関する
Q & A

(簡略版※)

※Q & A 詳細版は、厚生労働省ホームページ（以下URL）に掲載しています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

目次

【対象者について】	2
Q 1. 補償金の支給を受けることができるのはどのような人ですか。	2
Q 2. 補償金の対象とならない場合の具体例を教えてください。	3
【申請手続について】	3
Q 1 1. 補償金の請求はどのように行えばよいのですか。	3
Q 1 4. (成年後見人ではない) 代理人が請求者に代わって請求書を提出する場合、 どのようにすれば良いですか。	4
Q 1 5. 家族(祖父等)にハンセン病歴があることを知らない家族(孫等)の分もま とめて請求したいのですが、委任状を添付せずに請求することは可能ですか。 ...	4
Q 1 7. 補償金の請求をする場合には、どのような書類が必要です。	4
Q 1 8. 家族のハンセン病歴やハンセン病歴のある者との家族関係を証明する文書が 見つからず、提出できない場合はどうなりますか。	6
【申請書類について】	6
Q 2 3-1. 「戸籍の附票」とは、どのような書類ですか。どこで入手できますか。	6
Q 2 3-2. 「戸籍の附票の写し」を提出できない場合は、どうすれば良いですか。	6
Q 2 4. 「請求者の家族に平成8年(1996年)3月31日までのハンセン病の発病歴 があることを証明する書類等」とは、具体的にはどのような書類ですか。	7
Q 3 5. 文書の保存年限を超過しており、ハンセン病歴のある者と当時同居していた ことを証明する「住民票」や「戸籍の附票」が市区町村に残っていませんでし た。	8
【その他】	9
Q 3 9. 補償金の請求をしたことを家族に知られたくありません。問合せ先を指定で きますか。また、認定されたかどうかはどのように知られますか。	9

(令和2年(2020年)12月25日版:今後、随時更新を予定しています。)

【対象者について】

Q1. 補償金の支給を受けることができるのはどのような人ですか。

A: 平成8年(1996年)3月31日までの間(らい予防法が廃止されるまでの間)にハンセン病の発病歴(※1)・国内等居住歴(※2)のある方と次のア～キの関係にあったことがある方(※3)であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含まれます(以下Q1において同じ。)

ア 配偶者

イ 親、子

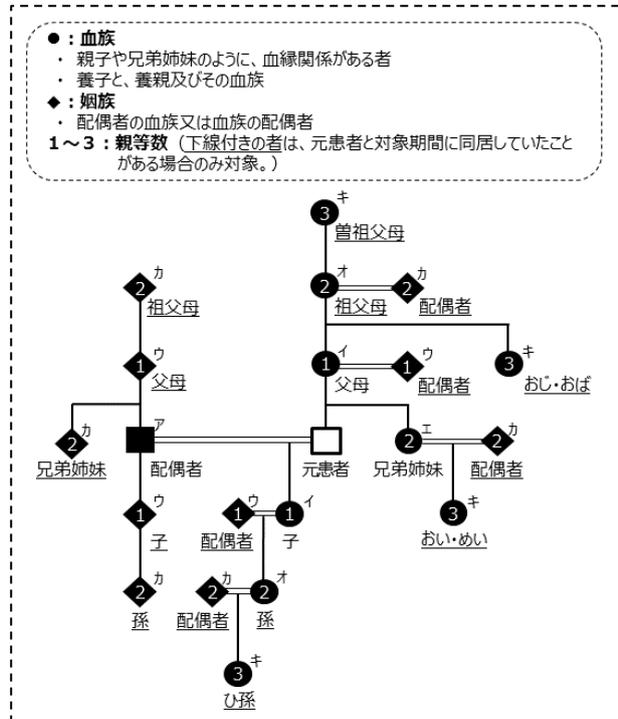
ウ 1親等の姻族等(※4)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方

エ 兄弟姉妹

オ 祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方

カ 2親等の姻族等(※6)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方

キ 曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方



※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域(Q7を参照)に居住しており、日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。

※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。

※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に日本において(日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において)生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

Q2. 補償金の対象とならない場合の具体例を教えてください。

A: 例えば、次のような場合は、補償金の対象となりません。

[対象とならない場合の例]

- ハンセン病を発病した方と平成8年(1996年)4月1日以降に家族関係を形成(出生、婚姻等)した方(Q1の※3を参照)
(例) 平成30年に生まれた孫、平成10年(1998年)に結婚した配偶者
- ハンセン病を発病する前にしか家族関係がなかった方(Q1の※3を参照)
(例) ハンセン病を発病した方とかつて婚姻関係にあったが、その方が発病する前に離婚していた場合(Q1の※3を参照)
- 3親等の姻族又は4~6親等の親族の方(Q1のア~キを参照)
(例) ハンセン病を発病した方のひ孫の配偶者(3親等の姻族)
ハンセン病を発病した方の甥・姪の子(4親等)
- 平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の場合には昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に国内等居住歴のない場合(Q1の※2、※3を参照)
(例) かつて米州に住んでおり、平成20年(2008年)に日本に移住した方
- ハンセン病を発病した方に平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の場合には昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に国内等居住歴のない場合(Q1の※2、※3を参照)
(例) 欧州でハンセン病を発病し平成10年(1998年)に日本に移住した方の家族
欧州でハンセン病を発病し昭和30年(1955年)に台湾、朝鮮等に移住した方(日本での居住経験なし)の家族

【申請手続について】

Q11. 補償金の請求はどのように行えばよいのですか。

A: 必要書類を厚生労働省に郵送で直接提出して請求いただくことになっています。

※ メールやFAXによる提出は受け付けておりません。

※ 請求は、日本語で行っていただきます。添付書類の中に、外国語で作成されたものがあるときは、和文を添付してください。

なお、家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いらっしゃる場合には、可能な限り、ハンセン病歴のある方複数名についての請求を行っていただくことが望ましいです(Q16を参照)。

Q14. (成年後見人ではない)代理人が請求者に代わって請求書を提出する場合、どのようにすれば良いですか。

A: 請求者本人に代わって、委任を受けた代理人が請求書を提出する場合、代理人が請求者本人により適切に代理権を授与された者であることを確認するため、委任状を提出してください。委任状には、明確に委任する内容を記載するとともに、代理人の本人確認資料の写しを提出してください。なお、追加の提出資料を求める場合や請求者本人の意思を直接確認する場合があります。

(参考) 委任状に最低限記載すべき事項

- ・ 請求者本人氏名及び住所
- ・ 代理人氏名及び住所
- ・ 請求者本人と代理人の関係
- ・ 委任する内容

※ 委任する内容は明確に記載してください。

(例: ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の請求に関する一切の件)

- ・ 請求者本人の自署又は押印
- ・ 委任の日付

Q15. 家族(祖父等)にハンセン病歴があることを知らない家族(孫等)の分もまとめて請求したいのですが、委任状を添付せずに請求することは可能ですか。

A: 本補償金の目的を認識されずに補償金の支給を受けた場合、「らい予防法に基づく施設入所施策の下で、ハンセン病歴のある方の御家族が被った精神的苦痛を慰謝する」という本補償金の目的を達成することができないため、委任状の添付がない場合、請求を受け付けることはできません。

Q17. 補償金の請求をする場合には、どのような書類が必要ですか。

A: 請求には次の書類が必要です。家族であったことがある方の中にハンセン病歴のある方が複数名いらっしゃる場合には、可能な限り、ハンセン病歴のある方複数名分の書類を揃えて請求してください(Q11、Q16を参照)。ただし、すぐに全ての書類がそろわない場合などは、添付書類を後から提出することも可能ですので、厚生労働省の相談窓口にご相談ください。

なお、下線を付している書類については、様式を使用し、作成してください。様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、ハンセン病療養所等でも紙媒体の様式を入手することができます。また、御連絡をいただければ、個別に郵送いたします。

① 補償金請求書 (様式1)

請求書には、様式に沿って、必要事項を記載してください。補償金支給の認定に当たって重要な資料となります。ハンセン病歴のある方複数名との関係についての請求を行う方は、申請書追加様式 (様式2) を御使用ください。

② 添付書類

(1) 添付書類等チェックシート(様式3)

(2) 住民票の写し

※ 請求日から3か月以内(2019年11月22日以降)に取得したものを提出してください。

※ 戸籍を提出する場合も提出してください(Q24を参照)。

※ 「住民票の写し」とは、市区町村が管理している住民票原本である住民票台帳の内容を専用の紙に写したものです。「住民票の写し」をコピーしたものは、正式な証明書として成り立ちません。必ず「住民票の写し」の原本を提出してください。

ただし、同一世帯に属する家族が同時に請求する場合は、どなたか一名代表の方について「住民票の写し」の原本1つを提出いただき、他の方については、「住民票の写しのコピー」を提出いただければ構いません。その際、「住民票の写しのコピー」に、「「住民票の写し」(原本)は、〇〇(代表の方の氏名)の請求書に添付しています。」等と記載して提出して下さい。

(3) 戸籍の附票の写し(Q23-1、Q23-2、Q35を参照)

※ 請求者及びハンセン病歴のある方それぞれについて対象期間に国内等居住歴(Q1の※2、※3を参照)があること、請求者とハンセン病歴のある方の同居歴があること(Q1のウ、オ、カ又はキに該当する方のみ)を確認するため、提出してください。

※ 「戸籍の附票の写し」とは、市区町村が管理している戸籍の附票原本の内容を専用の紙に写したものです。「戸籍の附票の写し」をコピーしたも

のは、正式な証明書として成り立ちません。必ず「戸籍の附票の写し」の原本を提出してください。

(4) ハンセン病療養所が発行する入所証明書など、請求者の家族であったことがある方に平成8年(1996年)3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類等(Q24~Q29を参照)

※ 補償金の支給認定に当たっての重要な資料になりますので、できる限り、請求書と併せて提出してください。

(5) 戸籍謄本(全部事項証明書)(Q29-1を参照)

※ 請求者がQ1の※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の関係であったことを確認できるもの。

※ 戸籍により請求書に記載の家族関係があったことを証明できない場合については、Q31、Q32を参照。

(6) 補償金の振込を希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)(Q23を参照)

(7)その他請求に係る事実を証明する資料

(8)添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付書類がある場合のみ)

Q18. 家族のハンセン病歴やハンセン病歴のある者との家族関係を証明する文書が見つからず、提出できない場合はどうなりますか。

A: 家族のハンセン病歴やハンセン病歴のある方との家族関係を証明する文書が見つからない場合であっても、厚生労働省に設置される認定審査会において、請求者及び関係者の陳述の内容などの請求に係る情報を総合的に勘案した審査を行い支給対象であるかどうかを認定します。そのため、公的機関が発行した書類がない場合には、審査の参考となり得る資料をできる限り提出してください(Q24～Q34を参照)。

【申請書類について】

Q23-1. 「戸籍の附票」とは、どのような書類ですか。どこで入手できますか。

A: 戸籍の附票は、戸籍簿と共に本籍地で管理されている書類です。戸籍の附票には、戸籍が作られてから現在に至るまで(又はその戸籍から除籍されるまで)の住所が記録されています。ハンセン病歴のある方がハンセン病を発病したとき(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合には、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間の住所が確認できるものを提出してください。

※1 市区町村に附票を請求する際には、「どの住所からどの住所まで」を証明する必要があるのかをあらかじめ確認し、住所を証明したい時期に本籍を置いていた市区町村に、証明したい住所と時期を伝えて戸籍の附票を取り寄せてください(本籍を変更(転籍)した場合、現在の附票には、転籍以降の住所しか記録されていません。また、市区町村によっては、戸籍のコンピュータ化の際に附票の作り替えを行ったことにより、証明に必要な住所が全て載っていない可能性があります。)

※2 ハンセン病歴のある方が請求者のQ1のア、イ又はエであり、ハンセン病療養所の入所証明書等(Q24を参照)を提出する場合は、ハンセン病歴のある方分の戸籍の附票の提出は、原則不要です。

※3 公的機関が発行した書類により認定に係る事実を確認することができる場合は、原則として認定審査会の審査にかけることなく認定を行うこととしているため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q23-2. 「戸籍の附票の写し」を提出できない場合は、どうすれば良いですか。

A: 「戸籍の附票」が市区町村に残っていない場合など、「戸籍の附票の写し」を提出できない場合、証明したい期間に住所を有していた市区町村で発行される「住民票の写し」(又は「住民票の除票の写し」)を提出してください。ただし、「戸籍の

附票」や「住民票」の保存期間は、最近まで「5年間」とされていたこともあり、市区町村によっては、平成8年以前のを廃棄してしまっている場合があります(※)。「戸籍の附票の写し」も「住民票の写し」も提出できない場合は、ハンセン病歴のある方との関係ごとに、以下の対応をお願いします。

※ 保存期間が過ぎていても、保存されている場合がありますので、市区町村に問い合わせてください。

<ハンセン病歴のある方の“親・子・配偶者・兄弟姉妹”である方>

○ 請求の際に書類が市区町村等に残っていなかった旨を「添付書類チェックシート(様式3)」の伝達事項欄などに記載の上、提出してください。

<ハンセン病歴のある方の“親・子・配偶者・兄弟姉妹”以外である方>

○ Q35を参照してください。

Q24. 「請求者の家族に平成8年(1996年)3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類等」とは、具体的にはどのような書類ですか。

A: 原則として、ハンセン病療養所が発行する「在園証明書」又は「退所証明書」を提出してください。在園証明書等の提出が難しい場合は、次の書類を提出してください。なお、下線を付している書類については、様式を使用し、作成してください。様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができます。御連絡をいただければ、厚生労働省から個別に郵送いたします。

<在園証明書等の提出が難しい場合>

- ① ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律(平成13年法律第63号)に基づく補償金の支給決定通知の写し
- ② ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年6月18日法律第82号)に基づく退所者給与金・非入所者給与金・特定配偶者等支援金の支給決定通知の写し
- ③ ハンセン病に関して国から損害賠償金又は和解一時金の支払を受けたことを確認することができる書類
- ④ 医師の診断書(ハンセン病の発病時期が明らかであり、かつ、原則、平成8年(1996年)3月31日までに作成されたものとする)

<上記①～④の提出が難しい場合>

- ⑤ ハンセン病を発病した事実を確認することができるカルテ等(原則、平成8年(1996年)3月31日までに作成されたものとする)

<上記①～⑤の提出が難しい場合>

- ⑥ 次のいずれかの書類のうち、提出できるもの。

ア 厚生労働省の保有個人情報(次に列挙する情報)の目的外利用に関するハンセン病歴のある方の同意書(様式4)

(ハンセン病歴のある方が死亡した場合にあっては、その事実及び死亡年月日を証明する書類)

- ・ ハンセン病歴のある方やその遺族・相続人に対して支払われた損害賠償金、和解一時金、補償金(ハンセン病療養所入所者等に対する支給等に関する法律に基づくもの)の認定に関する情報
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく退所者給与金、非入所者給与金、特定配偶者等支援金の認定に関する情報
- ・ ハンセン病療養所への入所歴に関する情報
- ・ ハンセン病歴のある方の家族関係に関する情報

イ ハンセン病歴及びハンセン病の発病時期に関する医師の意見書

※ 公的機関が発行した書類(在園証明書、①～⑤)又は⑥のアに列挙する情報により認定に係る事実を確認することができる場合は、原則、認定審査会の審査にかけることなく認定を行うことになるため、認定までに要する期間が短くなる可能性があります。

Q35. 文書の保存年限を超過しており、ハンセン病歴のある者と当時同居していたことを証明する「住民票」や「戸籍の附票」が市区町村に残っていませんでした。

A: 市区町村に書類が残っておらず、「住民票の写し」又は「戸籍の附票の写し」を提出できない場合、請求の際にその旨お伝えいただく(※)とともに、次に掲げる資料のうち、提出できるもの全てを提出してください。

※ 添付書類チェックシートの伝達事項欄を活用してください。

なお、下線を付している書類の様式として、「同居に関する申立書(様式7)」様式を使用してください。この様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用することができるほか、御連絡をいただければ、厚生労働省から個別に郵送いたします。

- ① 同居に関する申立書(様式7)
- ② 同居していたことに関して参考となる客観的資料
(写真の写し、宛先住所・宛名の記載や消印がある手紙の写し、公共料金の領収書の写し、運転免許証の写し、福祉手帳の写しなど)
- ③ 扶養の事実を証明することができる書類(扶養証明書等)
- ④ 請求者とハンセン病歴のある方が同居していたことに関する2名以上の第3者の証言及び証言の内容に虚偽がないことに関する誓約書(様式7)

【その他】

Q39. 補償金の請求をしたことを家族に知られたくありません。問合せ先を指定できますか。また、認定されたかどうかはどのように知らされますか。

A: 請求書様式にて、問合せの際の連絡先を指定することができます。「1. 請求者の情報」に記載の連絡先以外への連絡を希望する場合は、「2. 問合せの際に希望する連絡先」に希望の連絡先を記載してください。

なお、厚生労働省から請求書の問合せ先の電話番号(問合せ先を指定していない場合は、「1. 請求者の情報」の電話番号)に連絡する際、電話に応答された請求者・問い合わせ先の者以外の方にも、問合せの趣旨(請求者の方からの補償金の請求の件で連絡した旨)をお伝えすることがあります(※)。電話に回答する可能性のある方(同居している御家族など)に補償金を請求していることを知られたくない方は、請求書の「6. 個人情報の取扱い」の(3)でその旨お知らせください。電話が繋がらない場合などには、メールで連絡する場合がありますので、補償金の請求後は、請求書に記載したアドレスの受信メールを小まめに確認するようお願いします。

※ 厚生労働省からの直接の問合せを不信に思われ、電話を取り次いでいただけないケースがあるためです。

なお、厚生労働省から請求者の方に簡易書留で認定結果通知をお送りするほか、補償金の口座振込み後、独立行政法人福祉医療機構から請求者の方に簡易書留で振込金額等のお知らせをお送りします。自宅以外を送付先に指定することも可能です。請求書の「3. 認定／不認定決定通知書及び補償金支払い通知の送付先」の欄に希望の送付先を記載してください。